

独立行政法人経済産業研究所機密データセット保護管理規程

平成19年7月2日
規程第36号

改正	平成20年4月1日	平成20・3・31独経研第16号
改正	平成22年5月17日	平成22・5・14独経研第9号
改正	平成22年12月1日	平成22・12・1独経研第6号
改正	平成28年5月18日	平成28・5・10独経研第12号
改正	平成29年3月3日	平成29・2・8独経研第2号
改正	平成29年5月19日	平成29・5・15独経研第6号
改正	令和元年6月28日	令和元・6・24独経研第11号
改正	令和元年12月25日	令和元・12・24独経研第1号

第1章 通則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）が利用するデータセットのうち、機密保持のための管理を研究所が行うことを条件に外部から提供を受けるもの及び研究所が収集した個別企業、事業所又は個人に関するものについて、その適切な管理に必要な事項を定めることにより、研究所の事業の適性かつ円滑な運営を図りつつ、データセット提供者の権利利益の保護及び研究所の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号及び各項に定めるところによる。

- 一 「データ」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）で作られる文字、数値、図形その他の情報の記録であって、電子計算機などの情報機器（以下「情報機器」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。
 - 二 「情報機器による情報処理」とは、パーソナル・コンピュータ等（以下「パソコン等」という。）の情報機器を使用して行われるデータの情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。
 - 三 「データセット」とは、文字、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を情報機器による情報処理によって検索・集計・加工することができるよう構成したものをいう。
- 2 この規程において「機密データセット」とは、研究所が外部から提供を受けて利用する

データセットのうち特に厳重な機密保持のための管理を研究所が行うことを条件として提供を受けるもの、その他第 14 条に定める管理委員会が機密保持を要すると指定したものの（以下「貸借機密データセット」という。）及び研究所の研究プロジェクトが研究目的のために収集した個別企業、事業所又は個人に関するデータセット（以下「開発機密データセット」という。）をいう。

- 3 この規程において「外部宛申請書等」とは、データセットの利用目的、利用場所等利用に関する条件を記載した文書であって貸借機密データセットを借り受ける際に貸借機密データセットの提供者（以下「提供者」という）に提出した書類をいう。
- 4 この規程において「利用条件書」とは、機密データセットの利用目的、利用場所等利用に関する条件を記載した文書をいう。

第 2 章 管理体制等

（プロジェクトリーダー又は外部申請者の利用申請）

第 3 条 研究所に、前条第 2 項に規定する機密データセットの管理に関する事務を統括するため、機密データセット統括管理者を置くこととし、研究調整ディレクターをもって充てる。

- 2 研究所の研究プロジェクトにおいて、機密データセットを利用しようとする場合、プロジェクトリーダーは様式 1-1 に従って、自ら又は当該プロジェクトに参加する者の中から機密データセット管理者及び当該機密データセットを利用する者（以下、申請書に記載されている利用者を「記載利用者」という。）を指名して、機密データセット統括管理者に機密データセット利用を申請しなければならない。
- 3 前項において機密データセット管理者が交代した場合、プロジェクトリーダーは新たに機密データセット管理者を指名した旨を様式 1-2 に従って機密データセット統括管理者に提出しなければならない。
- 4 研究所の研究プロジェクト以外において（開発機密データセットを利用して研究活動を行おうとする者及び研究プロジェクトの参加期間が満了した者（以下、「外部申請者」という。）は、様式 1-3 に従って、自ら又は当該研究に参加する者の中から機密データセット管理者及び当該開発機密データセットを利用する者（以下、申請書に記載されている利用者を「外部利用者」という。）を指名し、機密データセット統括管理者に申請書を提出しなければならない。その際、研究計画書及び所属する研究機関の概要を添付するものとする。また、機密データセット管理者が交代した場合は、様式 1-4 に従い、機密データセット統括管理者に交代届出書を提出しなければならない。
- 5 機密データセット統括管理者は、第 2 項及び第 4 項に基づき提出された申請書を受理してから 1 ヶ月以内に審査し、その結果を理事長に報告する。
- 6 前項の審査の基準は理事長が別に定める。

(申請内容の変更)

第3条の2 前条第2項により申請された様式1-1に掲げる利用者の追加又は利用場所の変更があった場合、プロジェクトリーダーは様式1-5に従って、変更届出書を機密データセット統括管理者に提出しなければならない。

2 前条第4項により申請された様式1-3に掲げる利用者の追加又は利用場所の変更があった場合、外部申請者は様式1-6に従って、変更届出書を機密データセット統括管理者に提出しなければならない。

3 前条第2項及び第4項により申請された内容又は本条第1項及び第2項により提出された変更届出書の記載内容に、肩書き、連絡先等軽微な事項の変更があった場合は、その旨を電子メール等により機密データセット統括管理者に報告するものとする。

(機密データセット統括管理者、機密データセット管理者、記載利用者及び外部利用者の管理責任)

第4条 機密データセットの機密保持のため機密データセット統括管理者、機密データセット管理者、記載利用者及び外部利用者は次の各号の管理を行う。

- 一 機密データセットが所定の作業室内から搬出(送信を含む)されないこと
- 二 機密データセット及びその加工・編集を行ったデータ等が無断で複製されないこと
- 三 印刷による用紙への出力及び複写機などによって複製する際、ミス用紙が発生した場合は、そのミス用紙についても完全に廃棄すること
- 四 保管庫の施錠、鍵の保管状況の確認をすること
- 五 記載利用者及び外部利用者以外の者が機密データセットを利用しないこと
- 六 機密データセットがオンライン認証による場合、記載利用者以外の者が認証鍵を利用しないこと

(利用条件の設定)

第5条 第3条第2項及び第4項の申請書の内容並びに第3条の2第1項及び第2項の変更届出書の内容が適切と認められる場合は、理事長は、機密データセットの利用に関する以下の事項を定めた利用条件書を様式2に従って作成し、機密データセット管理者に交付する。

- 一 機密データセット名
- 二 利用者
- 三 利用目的
- 四 利用期間
- 五 利用場所
- 六 利用方法
- 七 その他

第3章 機密データセットの管理

(機密データセットの受領)

第6条 貸借機密データセットの提供者からの受領は機密データセット統括管理者が行う。

- 2 貸借機密データセットの受領にあたって機密データセット統括管理者は、提供者の求めに応じて、機密データセット統括管理者の署名、押印のある「機密データセット受領書」を発行することができる。

(機密データセットの保管)

第7条 提供者から貸借機密データセットを CD、DVD 等の記録媒体に記録された状態で提供された場合には、機密データセット統括管理者は、当該記録媒体を所定の保管庫に格納して管理する。保管庫の開錠は機密データセット統括管理者が行う。

- 2 提供者から貸借機密データセットを電子情報として提供された場合には、当該データ等は機密データセット統括管理者及び機密データセット統括管理者が指名した者のみがアクセスできるフォルダーに格納する。
- 3 提供者から機密データセットを認証鍵システムによるオンライン情報として提供された場合には、当該認証鍵は機密データセット統括管理者又はこれが指定した機密データセット管理者が管理する。

(機密データセットの引渡し)

第8条 機密データセット統括管理者は、記載利用者及び外部利用者以外の者に機密データセットを引き渡してはならない。

- 2 機密データセット統括管理者は、次のいずれかによって記載利用者及び外部利用者に機密データセットを引き渡す。この際、機密データセット統括管理者は、記載利用者及び外部利用者が利用するパソコン等にセキュリティ対策ソフトウェアがインストールされていること、またファイル共有ソフトウェアがインストールされていないことを事前に確認しなければならない。
 - 一 提供者から提供された CD、DVD 等の記録媒体の現物を手渡し、若しくは郵送。
 - 二 機密データセットを CD、DVD 等の記録媒体に記録し、これを手渡し、若しくは郵送。
 - 三 当該機密データセットを格納したパソコン等を手渡す。
 - 四 記載利用者及び外部利用者が利用するパソコン等内に、当該機密データセットの複製を生成する。
 - 五 機密データセットを取得するためのオンライン認証鍵を貸与する。
- 3 提供者の承諾を得て機密データセットを複製する場合、機密データセット統括管理者は複製物の部数等を確認しなければならない。
- 4 機密データセット統括管理者は、機密データセットを記載利用者及び外部利用者に引

き渡す前に、外部宛申請書等の写しを機密データセット管理者に、利用条件書を記載利用者及び外部利用者に通知するとともに、記載利用者からは、貸借機密データセットについては様式3-1に、開発機密データセットについては様式3-2に定める誓約書、外部利用者からは、様式3-2に定める誓約書を徴取しなければならない。

- 5 機密データセット統括管理者は、貸借機密データセットの利用に関し、提供者から付された条件を明示する等のため、必要に応じて様式3-1の文言に加除修正の変更を加えることができる。また、開発機密データセットの利用に関し、アンケート調査実施の際に調査対象に提示した要件を遵守する等のため、必要に応じて様式3-2の文言に加除修正の変更を加えることができる。
- 6 機密データセット統括管理者は、機密データセットの利用に関し記載利用者が提供者と直接契約を結ぶ場合又は他の法令に基づき直接誓約書を提出する場合には、前項の誓約書の徴取を免除することができる。その際、機密データセット統括管理者は、その契約書又は誓約書の写しを記載利用者から徴取しなければならない。

(業務の代行)

第9条 機密データセット統括管理者は、機密データセット統括管理者が指名した職員に第6条、第7条及び第8条並びに第11条第4項の業務又はその一部を代行させることができる。

(記載利用者及び外部利用者の義務)

- 第10条 記載利用者及び外部利用者は、第8条第4項に定める誓約書（同条第6項の場合にあっては同項後段に定める契約書又は誓約書）を遵守し、貸借機密データセットの場合は、外部宛申請書等及び利用条件書、開発機密データセットの場合は利用条件書に記載された条件に従って利用しなければならない。
- 2 記載利用者及び外部利用者は、外部宛申請書等及び利用条件書の記載に従って、機密データセットの受領、利用及び管理、返却及び廃棄に関する記録を作成しなければならない。
 - 3 記載利用者及び外部利用者は、機密データセットの利用期間中に研究所から利用及び管理等の状況について報告を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 4 前項に規定された報告については、研究所から提出の免除を通知されたものについては、その義務を負わないものとする。

(機密データセットの返却)

第11条 記載利用者及び外部利用者は、利用期間内において研究活動が終了した時点で、機密データセットを機密データセット統括管理者に返却及び廃棄（機密データセットがオンライン情報による場合は利用停止を含む）しなければならない。また、機密データセットの利用の過程で生成された複製物がある場合には、それを廃棄しなければならない。記

載利用者及び外部利用者は、利用終了した時点又は研究所から提出を求められた時点で、様式4-1又は様式4-2を使って各自が処置内容を報告しなければならない。返却の場合、当該報告書は返却するデータセットに添えて提出するものとする。

- 2 記載利用者は、提供者の求めに応じて、貸借機密データセット及びその複製物を提供者に直接返却できる。
- 3 貸借機密データセットの返却にあたって記載利用者は、提供者に対し、提供者の担当者の署名、押印のある「機密データセット返却受領書」の発行を求めることができる。
- 4 機密データセット統括管理者は、提供者の求めに応じて、貸借機密データセット及びその複製物が完全に廃棄されたことを確認の上、提供者に対して機密データセット統括管理者の署名、押印のある「機密データセット廃棄処分報告書」を提出することができる。

(研究成果の報告)

第11条の2 プロジェクトリーダーは、機密データセットを利用した研究の成果が上がった時点又は研究所から提出を求められた時点で、様式4-3を使って研究成果を報告しなければならない。

- 2 外部申請者は、機密データセットを利用した研究の成果が上がった時点で、様式4-4を使って研究成果を報告しなければならない。ただし、研究所から様式4-4の使用の免除を通知された者については、研究成果を電子メール等により報告するものとする。
- 3 本条第1項及び第2項における研究成果は、前条第1項の処置内容を報告する際に、論文名（未定の場合は仮の名称）、執筆者名、成果の概要及び公表予定時期について、電子メール等により機密データセット統括管理者に報告するものとする。

第4章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第12条 機密データセットの漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った者等は、速やかに機密データセット統括管理者に報告しなければならない。

- 2 機密データセット統括管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 機密データセット統括管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、副所長に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、調査結果を待たず、直ちに当該事案が発生した事実を副所長に報告し、その上で、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、報告しなければならない。
- 4 副所長は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。
- 5 機密データセット統括管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要

な措置を講じなければならない。

(公表等)

第13条 機密データセットの漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、理事長は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

第5章 監査及び点検の実施

(監査及び管理委員会)

第14条 機密データセット統括管理者は、機密データセットの管理の状況について、必要に応じて適宜監査を行い、その結果を機密データセット管理委員会（以下、「管理委員会」という。）に報告するものとする。

2 管理委員会は次の各号のメンバーから構成される。

- 一 理事長
- 二 理事
- 三 所長
- 四 副所長
- 五 総務ディレクター
- 六 その他理事長の指名する者

3 管理委員会の議長は理事長が務め、副所長が代行することも妨げない。

4 管理委員会の招集は、機密データセット統括管理者の求めに応じ又は職権で、理事長が行う。

5 管理委員会は、第1項の報告を受けるほか、第2条第2項の機密保持の指定を行う。

(点検)

第15条 機密データセット管理者は、自ら管理責任を有する機密データセットの記録媒体、処理経路、保管方法等について、必要に応じて適宜点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を機密データセット統括管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第16条 機密データセット統括管理者は、機密データセットの適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を管理委員会に提案しなければならない。

2 管理委員会は、前項の提案について検討を行い、その結果を踏まえ必要とされた事項について理事長は、措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(適用規定)

第17条 統計法に基づく基幹統計等の調査票情報データセット等、別の法令及び当該行政機関等が定める規約等によってデータセットの取り扱いが規定されているものについては、本規程とともに当該法令等に基づく規定が適用される。

2 開発機密データセットの取り扱いについては、本規程によるものの他、独立行政法人経済産業研究所開発データセット取扱規程（平成14年7月17日規程第26号）が適用される。

3 貸借機密データセットのうち民間との契約によってデータセットの取り扱いが交わされているものについては、本規程とともに当該契約書の条項が適用される。

(担当)

第18条 第5条、第13条及び管理委員会に関する事務は、計量分析・データ担当が行う。

附則（平成19・7・2 独経研第4号）

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成20・3・31 独経研第16号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22・5・14 独経研第9号）

この規程は、平成22年5月17日から施行する。

附 則（平成22・12・1 独経研第6号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成28・5・10 独経研第12号）

この規程は、平成28年5月18日から施行する。

附 則（平成29・2・8 独経研第2号）

この規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則（平成29・5・15 独経研第6号）

この規程は、平成29年5月19日から施行する。

附 則（令和元・6・24 独経研第 11 号）

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元・12・24 独経研第 1 号）

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

様式1-1 (第3条第2項関係)

機密データセット利用申請書

機密データセット統括管理者殿

日付

[プロジェクトリーダー氏名] 印

下記研究プロジェクトにおいて機密データセットを利用したく、プロジェクトに参加する者の中から機密データセット管理者及び利用者¹を指名し、下記のとおり申請します。

記

研究プロジェクト名：

プロジェクトリーダー氏名、所属、肩書き、連絡先：

機密データセット名：

機密データセット管理者²氏名、所属、肩書き、連絡先：

利用者氏名、所属、肩書き、連絡先：

利用目的：

利用期間³：

利用場所⁴：

利用方法⁵：

¹ 機密データセット管理者及び本申請書に記載された利用者（「記載利用者」という。）は、機密データセット保護管理規程第4条に基づき、機密データセットを適切に管理する義務を負います。

² プロジェクトリーダー又は利用者の中から指名してください。

³ 研究プロジェクトの期間（プロジェクトリーダーがファカルティフェローである場合は研究委任契約期間）を超えて利用することは出来ません。利用期間を延長する場合には、改めて利用申請が必要です。

⁴ 利用するパソコン等を特定できる記号・番号などを記してください。

⁵ 紙による場合、CD・DVDなど記録媒体による場合、オンライン提供による場合などの別。

様式1—2（第3条第3項関係）

機密データセット管理者の交代届出書

機密データセット統括管理者殿

日付

[プロジェクトリーダー氏名] 印

機密データセット管理者¹が交代しましたので、これを届け出ます。

記

研究プロジェクト名：

プロジェクトリーダー氏名、所属、肩書き、連絡先：

機密データセット名：

新旧の機密データセット管理者氏名、所属、肩書き、連絡先：

¹ 機密データセット管理者は、機密データセット保護管理規程第4条に基づき、機密データセットを適切に管理する義務を負います。

様式 1—3 (第 3 条第 4 項関係)

機密データセット利用申請書(外部申請者用)

独立行政法人経済産業研究所

機密データセット統括管理者殿

日付

[外部申請者氏名] 印

下記研究において独立行政法人経済産業研究所が保有する開発機密データセットを利用したく、本研究に参加する者の中から機密データセット管理者及び利用者¹を指名し、下記のとおり申請します。

記

研究名²：

外部申請者氏名、所属³、肩書き、連絡先：

機密データセット名：

機密データセット管理者⁴氏名、所属、肩書き、連絡先：

利用者氏名、所属、肩書き、連絡先：

利用目的⁵：

利用期間：

利用場所⁶：

利用方法⁷：

¹ 機密データセット管理者及び本申請書に記載された利用者（「外部利用者」という。）は、機密データセット保護管理規程第 4 条に基づき、機密データセットを適切に管理する義務を負います。

² 本申請書に研究計画書を添付するとともに、その内容を簡潔に表現した表題をこの欄に記載してください。

³ 所属する研究機関の概要を添付してください。

⁴ 申請者本人又は利用者の中から指名してください。

⁵ 利用目的の欄に、本機密データセット利用の必要性及び本機密データセットを利用した結果の公表方法についても記載してください。

⁶ 利用するパソコン等を特定できる記号・番号などを記してください。

⁷ 紙による場合、CD・DVDなど記録媒体による場合、オンライン提供による場合などの別。

様式1—4（第3条第4項関係）

機密データセット管理者の交代届出書(外部申請者用)

独立行政法人経済産業研究所

機密データセット統括管理者殿

日付

[外部申請者氏名] 印

機密データセット管理者¹が交代しましたので、これを届け出ます。

記

研究名：

外部申請者氏名、所属、肩書き、連絡先：

機密データセット名：

新旧の機密データセット管理者氏名、所属、肩書き、連絡先：

¹ 機密データセット管理者は、機密データセット保護管理規程第4条に基づき、機密データセットを適切に管理する義務を負います。

様式1-5 (第3条の2第1項関係)

機密データセット利用申請書の変更届出書

機密データセット統括管理者殿

日付

[プロジェクトリーダー氏名] 印

[文書番号]にて承認された機密データセットの利用内容に変更が生じたので、これを届け出ます。

記

研究プロジェクト名：

プロジェクトリーダー氏名、所属、肩書き、連絡先：

機密データセット名：

変更内容：

(利用者の追加 ・ 利用場所の変更)

※変更内容に○を付けてください。

変更内容詳細：

変更後	変更前

様式1—6（第3条の2第2項関係）

機密データセット利用申請書の変更届出書（外部申請者用）

独立行政法人経済産業研究所

機密データセット統括管理者殿

日付

[外部申請者氏名] 印

[文書番号]にて承認された機密データセットの利用内容に変更が生じたので、これを届け出ます。

記

研究名：

外部申請者氏名、所属、肩書き、連絡先：

機密データセット名：

変更内容：

（ 利用者の追加 ・ 利用場所の変更 ）

※変更内容に○を付けてください。

変更内容詳細：

変更後	変更前

様式2（第5条第1項関係）

機密データセット利用条件書

[機密データセット管理者氏名] 殿

[文書番号]

日付

独立行政法人経済産業研究所理事長 印

独立行政法人経済産業研究所機密データセット保護管理規程第5条第1項に従い、機密データセットの利用条件を下記のとおり定める。

記

- | | |
|-------------|--|
| 一 機密データセット名 | 機密データセット利用申請書に基づき独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）が記入 |
| 二 利 用 者 | 機密データセット利用申請書に基づき研究所が記入 |
| 三 利 用 目 的 | 機密データセット利用申請書に基づき研究所が記入 |
| 四 利 用 期 間 | 機密データセット利用申請書に基づき研究所が記入 |
| 五 利 用 場 所 | 機密データセット利用申請書に基づき研究所が記入 |
| 六 利 用 方 法 | 機密データセット利用申請書に基づき研究所が記入 |
| 七 そ の 他 | 必要に応じて研究所が記入 |

様式3-1(第8条第4項関係)

機密データセット利用誓約書(貸借機密データセット用)

独立行政法人経済産業研究所理事長 殿

日付

[所属][肩書き][氏名] 印

この度、独立行政法人経済産業研究所(以下、「研究所」という。)が貸借機密データセットの提供者(以下「提供者」という。)から貸与される次のデータセット(以下「機密データセット」という。)を利用するに当たり、以下のとおり誓約します。

[提供者名] [機密データセット名]

1. 私は、独立行政法人経済産業研究所機密データセット保護管理規程及び研究所から提示された[文書番号]の機密データセット利用条件書(以下「利用条件書」という。)の内容を十分に理解し、機密データセットの利用者としてこれを遵守します。
2. 私は、機密データセットを厳重に取扱い、以下の事項を遵守します。
 - (1) 機密データセットの利用場所は利用条件書に記載された利用場所のみとし、機密データセットの返却時以外には、機密データセットを持ち出さないこと。
 - (2) 機密データセット及びその加工・編集を行ったデータ等を他者に転写もしくはその他の方法により提供又は遺漏することは一切しないこと。
 - (3) 承認を受けた利用期間終了までに機密データセット及びその加工・編集を行ったデータ等は返却及び廃棄すること。
 - (4) 機密データセットの管理状況について、提供者又は研究所による検査は何時でもこれを受け入れること。
 - (5) 機密データセットに関して万一事故又は災害が発生した場合には、速やかに研究所に連絡をすること。
 - (6) 機密データセットを利用するパソコン等には、最新のファイアウォール及びウイルス対策ソフトウェアがインストールされていること。当該パソコン等には、ファイル共有ソフトウェアがインストールされていないこと。また、機密データセット利用中のパソコン等はネットワークから遮断すること。
3. 私は、2.(1)～(5)に違反した場合は、以下について従います。研究所が機密データセットの利用中止、返却及び廃棄を請求した場合には、直ちにそれに応じること。また、当該違反により研究所に損害が発生した場合は、研究所の被った損害を賠償する責任を負うこと。
4. 私は、本件から生じる紛争、又は関連して生じる全ての紛争については、日本国の法令が適用され、本件に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることについて従います。

5. 私は、機密データセットの受領、利用及び管理、返却及び廃棄に関する記録を作成し、データセット利用期間終了後も1年間保持するとともに、研究所による監査、点検の際にはこれに誠実に対応いたします。

様式3-2(第8条第4項関係)

機密データセット利用誓約書(開発機密データセット用)

独立行政法人経済産業研究所理事長 殿

日付

[所属][肩書き][氏名] 印

この度、独立行政法人経済産業研究所(以下「研究所」という。)が開発した次のデータセット(以下「機密データセット」という。)を利用するに当たり、以下のとおり誓約します。

[機密データセット名]

1. 私は、独立行政法人経済産業研究所機密データセット保護管理規程及び研究所から提示された[文書番号]の機密データセット利用条件書(以下「利用条件書」という。)の内容を十分に理解し、機密データセットの利用者としてこれを遵守します。
2. 私は、機密データセットを厳重に取扱い、以下の事項について遵守します。
 - (1) 機密データセットの利用場所は利用条件書に記載された利用場所のみとし、機密データセットの返却時以外には、機密データセットを持ち出さないこと。
 - (2) 機密データセット及びその加工・編集を行ったデータ等を他者に転写もしくはその他の方法により提供又は遺漏することは一切しないこと。
 - (3) 承認を受けた利用期間終了までに機密データセット及びその加工・編集を行ったデータ等は返却及び廃棄すること。
 - (4) 機密データセットの管理状況について、研究所による検査は何時でもこれを受け入れること。
 - (5) 機密データセットに関して万一事故又は災害が発生した場合には、速やかに研究所に連絡をすること。
 - (6) 機密データセットを利用するパソコン等には、最新のファイアーウォール及びウイルス対策ソフトウェアがインストールされていること。当該パソコン等にはファイル共有ソフトウェアがインストールされていないこと。また、機密データセット利用中のパソコン等はネットワークから遮断すること。
3. 私は、2.(1)～(5)に違反した場合は、以下について従います。研究所が機密データセットの利用中止、返却及び廃棄を請求した場合には、直ちにそれに応じること。また、当該違反により研究所に損害が発生した場合は、研究所の被った損害を賠償する責任を負うこと。
4. 私は、本件から生じる紛争、又は関連して生じる全ての紛争については、日本国の法令が適用され、本件に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることについて従います。

5. 私は、機密データセットの受領、利用及び管理、返却及び廃棄に関する記録を作成し、データセット利用期間終了後も1年間保持するとともに、研究所による監査、点検の際にはこれに誠実に対応いたします。

様式4-1 (第10条第3項及び第11条第1項関係)

機密データセット利用状況報告書
(処置について)

独立行政法人経済産業研究所
機密データセット統括管理者 殿

日付
[利用者氏名] (印)

独立行政法人経済産業研究所から提供を受けた機密データセットについては、下記のとおり処置しましたので報告します。

記

1. プロジェクト名
2. 機密データセット名
3. 処置の方法
4. 処置した者
5. 処置年月日

様式4-2 (第10条第3項及び第11条第1項関係)

機密データセット利用状況報告書 (外部申請者用)
(処置について)

独立行政法人経済産業研究所
機密データセット統括管理者 殿

日付
[利用者氏名] (印)

独立行政法人経済産業研究所から提供を受けた機密データセットについては、下記のとおり処置しましたので報告します。

記

1. 研究名
2. 機密データセット名
3. 機密データセット受領年月日
4. 処置の方法
5. 処置した者
6. 処置年月日

様式4-3 (第11条の2第1項関係)

機密データセット利用状況報告書
(成果について)

機密データセット統括管理者 殿

日付
[プロジェクトリーダー氏名] 印

独立行政法人経済産業研究所から提供を受けた機密データセットを利用した成果について、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクト名
2. 機密データセット名
3. 論文（ディスカッションペーパー）名¹

¹ 執筆者名、成果の概要及び公表時期について記載してください。なお、研究成果が複数ある場合は、次段以降に同じ様式で記載してください。

様式4-4 (第11条の2第2項関係)

機密データセット利用状況報告書 (外部申請者用)
(成果について)

独立行政法人経済産業研究所
機密データセット統括管理者 殿

日付
[外部申請者氏名] 印

独立行政法人経済産業研究所から提供を受けた機密データセットを利用した成果について、下記のとおり報告します。

記

1. 研究名
2. 機密データセット名
3. 論文名¹

¹ 執筆者名、成果の概要及び公表時期について記載してください。なお、研究成果が複数ある場合は、次段以降に同じ様式で記載してください。